

共同参画, ダイバーシティ, 個性の尊重, 包摂へ

私にこのコーナーがまわってくるということは、私達の任期もそう長くないということです。早いものです。

他の理事者が口をそろえていたように、ここまで私達が曲がりなりに執務を続けてこられたのは、事務局の皆さんの献身的なご尽力と、会員の皆様のご理解のおかげのことで。また、これも皆が口をそろえるように、本年度理事者室は、懐深い会長のもと、6人の副会長がそれぞれの個性を重奏しながら進んでおり、折り返しを過ぎ、奏でる音色も幅を増してきたと感じます。経験、知見、発想力、手法を始め、(酒の強さとか体力とか?) いくつもの個性の違いがあるからこそ、私は多くのことを仲間から学んでいて、日々言い尽くせないほどに刺激的です。そのせいか、6人の副会長のうち会史上初めて女性が2人となったことは、時折指摘されて思い出すくらいに所与のものとなり、性別も個性の一つに数える位のことになりつつあります。それは、「東京弁護士会の男女共同参画」の現在進行形、と言える風景なのかもしれません。

振り返れば、わが国で、男女共同参画実現のため、意思決定過程に女性が参画することが数値目標とされて久しく経ちます。弁護士を含む専門職における共同参画は、業界内だけの問題ではなく、国の計画に明示的に書き込まれた目標でもありました。

ただ、近年、共同参画という言い方にとどまらず、ダイバーシティという表現が各所で使われるようになってきました。それは性別にとどまらない様々な属性における多様性で、そのことが組織や社会の柔軟性や力を生み出すとも言われます。これに対峙する概念が、

副会長 道 あゆみ (47期)

主な担当業務

性平等, 男女共同参画, 高齢者・障害者, ハーグ協議会, 広報, 業務改革, 領域拡大, 民訴, 法教育, 弁護士任官, 子どもの人権, 公設, 中小企業センター, 法曹養成等



ホモジニアス。同質、均質といった意味をもちますが、従来、日本はホモジニアス社会の代表格とされてきました。私自身の記憶にまだ新しいのは、ダイバーシティなどという言葉が日本であまり使われていなかった2001年、留学先から帰国したときのこと。ジェンダーは勿論、人種、国籍、文化、宗教等実に多様な学生が色彩豊かに教室を賑わせていたNYの風景から、一変。久ぶりに戻った弁護士会館の風景が、文字通りの色彩を含め驚くほど同質であることを五感で味わった際の、ちょっとした衝撃でした。

あれから17年。日本は、そして弁護士会は変わったのでしょうか。その難しい審判はともかくとして、当会は、このほど、全国の弁護士会に先立ち、いわゆるセクシュアル・マイノリティの方を福利厚生の対象とする就業規則等の改正を(2年越しの議論の末)行いました。その翌日には、予想以上にメディアからの取材が相次ぎ、担当理事者である私自身、正直慌てました。私達が思う以上に、弁護士会というところはダイバーシティを巡る舵取りに関心をもたれている。そう感じた一幕でもあります。

とりもなおさず、それは、弁護士会が使命と掲げる人権擁護と社会正義に直結するからでしょう。ホモジニアスは、それ自体が罪とまでは言いませんが、知らず知らずにも多様や個性を禁じる力をもてば、人権を抑圧する装置になりえます。翻ってダイバーシティは、個性の尊重、包摂であり、人権感覚の核心です。そのことに真に思い致して会内外に発信していくことができるのか。それは、今後も厳しく問われ続ける、弁護士会の本質的課題になるのではないのでしょうか。